

法務省

独禁法審査手続懇談会（第4回）用資料

第1 刑事手続における弁護人の地位及び権限**1 刑事手続における弁護人の地位**

- 刑事手続における弁護人は、被疑者・被告人の正当な利益を保護する役割
- 刑事訴訟法だけでなく、憲法（憲法34条，37条）にもその根拠を有する
 - ※行政手続等における「弁護士」とは異なる

2 刑事手続における弁護人の権限

- 通常の代理人との共通点
 - ・訴訟行為の全てにわたって被疑者等を代理して行う権限（包括代理権）あり。
 - ∴刑事手続における弁護人は、被疑者等の正当な利益を保護する役割を担う。
- 通常の代理人との相違点
 - ・被疑者等の意思に反して代理権を行使できる場合あり（独立代理権が認められている）
 - 例：上訴申立ては、被告人の明示した意思に反しない限り行うことができる（刑訴法356条）。
 - ・弁護人のみが有する固有の権限あり（固有権が認められている）
 - 例：接見交通権（刑訴法39条1項），訴訟書類・証拠物の閲覧謄写権（同法40条，180条）等

第2 取調べ時における弁護人の立会い（同席）について**1 刑事手続に関する規定**

- 弁護人の立会いに関する規定なし
 - ・弁護人を立ち合わせることを被疑者の権利とする規定
 - ・弁護人が立ち会うことを一切禁ずる旨の規定等は置かれていない。

2 実務上の運用

- 弁護人の立会いが希望された場合
 - 取調べを行う検察官において、取調べの機能を損なうおそれ、捜査の秘密が害されるおそれ等を考慮して、事案に応じて、適切に判断。
- 逮捕勾留中の被疑者等から接見の申出があった場合

直ちに弁護士等と連絡を取るなどして、できる限り速やかに接見の機会を付与。

○在宅被疑者が取調室から退去したい旨申し出た場合

最終的には、被疑者の意思を尊重して取調べを中断又は終了している。

3 法制審の議論

・ 被疑者取調べへの弁護人の立会いを認めるべきとの意見

○被疑者取調べの適正を確保するとともに、被疑者において供述するか、あるいは供述調書に署名押印するかどうかを弁護士と相談の上で判断できるようにして、弁護士による援助を十分なものとする必要がある

○諸外国では、弁護人の立会い制度を導入しているところが多い

・ 被疑者取調べへの弁護人の立会いを認めるべきではないとの意見

○被疑者の権利として取調べへの弁護人の立会いを認める以上、どのような事情であれ弁護士が立ち会えなければ取調べを行うことができない

○取調べという供述収集方法の在り方を根本的に変質させて、その機能を大幅に減退させるおそれがある

○取調べの機能や取調べ以外の証拠収集手段の在り方等の相違を無視して諸外国と比較するのは相当ではない

・ 議論の結果

一定の方向性を得るには至らず。

第3 搜索差押えにおける弁護人の立会い権

1 刑事手続に関する規定

○弁護人の立会いに関する規定なし

・ 弁護士が立ち会うことを禁止する規定

・ 弁護士が立ち会わなければ搜索差押えを実施できないとする規定

等は置かれていない。

※ 公判段階で裁判所が行う搜索差押えについては、弁護士に立会権が認められている（刑訴法113条1項）が、この規定は、捜査段階には準用されず（公判段階の規定を捜査に準用する刑訴法222条1項は、同法113条1項を準用せず）

2 実務上の運用

○弁護士から搜索差押えに立ち合わせほしい旨の要請があった場合

・ 搜索差押えに支障がないときには、これを認めている

・弁護人が立ち会わない限り搜索差押えに着手しないといた運用ではない

3 法制審の議論

論点として取り上げられていない。

第4 弁護士依頼者秘匿特権（弁護士と依頼者間の通信文書を留置の対象外とすること） について

1 刑事手続に関する規定

○弁護士依頼者秘匿特権に関する規定なし

2 接見交通権について

○接見交通権は、被疑者・被告人だけでなく、弁護士等にとって憲法上保障された固有権の最も重要なものの1つ（注）

○在宅の被疑者・被告人と弁護士には刑訴法39条1項の適用なし

3 押収拒絶権、証言拒絶権について

○弁護士は、業務上委託を受けたために保管し又は所持する物で他人の秘密に関するものについては、押収や証言を拒絶すること可（刑訴法105条，149条）。

○ただし、依頼者本人の承諾がある場合、押収等の拒絶が被告人のためのみにする権利の濫用と認められる場合等は、この限りではない（同条ただし書）。

4 法制審の議論

論点として取り上げられていない。

注 最高裁昭和53年7月10日第一小法廷判決

「(前略)ところで、憲法34条前段は、何人も直ちに弁護士に依頼する権利を与えられなければ抑留・拘禁されることがないことを規定し、刑訴法39条1項は、この趣旨にのっとり、身体の拘束を受けている被疑者・被告人は、弁護士又は弁護士となろうとする者（以下「弁護士等」という。）と立会人なしに接見し、書類や物の授受をすることができる」と規定する。この弁護士等との接見交通権は、身体を拘束された被疑者が弁護士の援助を受けることができるための刑事手続上最も重要な基本的権利に属するものであるとともに、弁護士からいえばその固有権の最も重要なものの一つであることはいうまでもない。（以下略）」

第5 供述調書作成時の調書の写しの交付について

1 刑事手続に関する規定

○供述調書作成時に、供述調書の写しの交付を義務づける規定なし

2 実務上の運用

○供述調書作成時に、供述調書の写しを交付するという取扱いもなされていない

3 法制審の議論

論点として取り上げられていない。

第6 取調べの録音録画について

1 刑事手続に関する規定

○取調べの録音録画に関する規定なし

- ・取調べの状況を録音・録画することを義務付ける規定
- ・録音等を禁ずる旨の規定

等は置かれていない。

2 検察当局における試行状況

○検察当局においては、現在、被疑者の身柄を拘束中の事件で、かつ

- ・裁判員裁判対象事件
- ・知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に係る事件
- ・精神の障害等により責任能力の減退・喪失が疑われる被疑者に係る事件
- ・いわゆる独自捜査事件であって、検察官が被疑者を逮捕した事件

について、公判請求が見込まれない場合であるなどの一定の事情がある場合を除き、全過程を含め、できる限り広範囲な録音・録画を行うなど、積極的に取調べの録音・録画の試行に取り組んでいる。

3 法制審での議論

○取調べの録音・録画に関しては、

- ①「一定の例外事由を定めつつ、原則として、被疑者取調べの全過程について録音・録画を義務付ける」制度案
- ②「録音・録画の対象とする範囲は、取調官の一定の裁量に委ねるものとする」制度案

の2つの制度案を念頭に、その採否や対象事件の範囲等について議論がなされている。

以上